特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の 支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和4年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給要領」(令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)支給対象者の抽出に関する事務 (2)受給資格の確認に関する事務
③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム2 統合番号連携システム3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
低所得の子育て世帯に対する	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の101の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で 定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	 1 番号法第19条第8号及び別表第2 別表第2における情報照会の根拠 121の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第59条の4
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	次世代育成部子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所次世代育成部子育て推進課 電話 0566-62-1061
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所次世代育成部子育て推進課 電話 0566-62-1061
	•

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和4年2月25日 時点							
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年2月25日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢>								
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス ⁻	テムを通じた入手	を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた	提供を除く。) [〇]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・日	各発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明